球磨村告示第22号

令和5年第4回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月2日

球磨村長 松谷 浩一

										50000000000000000000000000000000000000
○開会日に応招した議員	1	期	日	令和5年6月12	2日					
永椎樹一郎君 西林 尚賜君 宮本 宣彦君 板崎 壽一君 東 純一君 嶽本 孝司君 舟戸 治生君 高澤 康成君 田代 利一君 同 上 6月13日に応招した議員 " 6月16日に応招した議員 "	2	場	所	球磨村議会議場	<u>1</u>					
永椎樹一郎君 西林 尚賜君 宮本 宣彦君 板崎 壽一君 東 純一君 嶽本 孝司君 舟戸 治生君 髙澤 康成君 田代 利一君 同 上 6月13日に応招した議員 " 6月16日に応招した議員 "										
宮本 宣彦君 坂崎 壽一君 東 純一君 嶽本 孝司君 舟戸 治生君 髙澤 康成君 田代 利一君	○閉	昇会 日	に応	習した議員						
東 純一君 舟戸 治生君 田代 利一君 6月13日に応招した議員 同 上 6月14日に応招した議員 " 6月16日に応招した議員 "				永椎樹-	一郎君				西林	尚賜君
舟戸 治生君 高澤 康成君 田代 利一君 6月13日に応招した議員 同 上 " 6月14日に応招した議員 " 6月16日に応招した議員 "				宮本 (宣彦君				板﨑	壽一君
田代 利一君 6月13日に応招した議員 同 上 6月14日に応招した議員 " 6月16日に応招した議員 "				東	純一君				嶽本	孝司君
6月13日に応招した議員 同 上 6月14日に応招した議員 " 6月16日に応招した議員				舟戸 泊	治生君				髙澤	康成君
同 上 6月14日に応招した議員 「 7 6月16日に応招した議員 「 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				田代	利一君					
6月16日に応招した議員	6月]14 F	日に応	 習した議員		同		上		
							IJ			
	6月] 16 ⊨	に応	習した議員						
							IJ			
		大切 1	たか、							
	ابر	ריז⊟ ר	ン・より*	ノに賊只						

令和5年 第4回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和5年6月12日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和5年6月12日 午前10時15分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 承認第2号 専決処分の報告及び承認について (球磨村税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第3号 専決処分の報告及び承認について(球磨村国民健康保険税条例の一部 を改正する条例)
- 日程第6 承認第4号 専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村一般会計補正予算)
- 日程第7 承認第5号 専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算)
- 日程第8 承認第6号 専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算)
- 日程第9 承認第7号 専決処分の報告及び承認について(令和5年度球磨村一般会計補正予算)
- 日程第10 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第11 報告第2号 令和4年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第3号 令和4年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第13 報告第4号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 議案第34号 工事請負契約の変更について
- 日程第15 議案第35号 財産の処分について(村有林の法正林化)
- 日程第16 議案第36号 財産の取得予定価格の変更について(球磨村渡災害公営住宅)
- 日程第17 議案第37号 財産の取得予定価格の変更について(球磨村一勝地災害公営住宅)
- 日程第18 議案第38号 球磨村災害危険区域に関する条例の制定について

- 日程第19 議案第39号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第20 議案第40号 球磨村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 日程第21 議案第41号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第42号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第23 議案第43号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第24 議案第44号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第25 議案第45号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第26 同意第2号 球磨村固定資産評価員の選任同意について
- 日程第27 同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第28 同意第4号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第29 同意第5号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第30 同意第6号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第31 同意第7号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第32 同意第8号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第33 同意第9号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 承認第2号 専決処分の報告及び承認について (球磨村税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第3号 専決処分の報告及び承認について (球磨村国民健康保険税条例の一部 を改正する条例)
- 日程第6 承認第4号 専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村一般会計補正予算)
- 日程第7 承認第5号 専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算)
- 日程第8 承認第6号 専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村介護保険特別会

計補正予算)

日程第9	承認第7号	専決処分の報告及び承認について(令和5年度球磨村一般会計補正予
		算)
日程第10	報告第1号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)
日程第11	報告第2号	令和4年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第12	報告第3号	令和4年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
日程第13	報告第4号	令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書につい
		て
日程第14	議案第34号	工事請負契約の変更について
日程第15	議案第35号	財産の処分について (村有林の法正林化)
日程第16	議案第36号	財産の取得予定価格の変更について (球磨村渡災害公営住宅)
日程第17	議案第37号	財産の取得予定価格の変更について (球磨村一勝地災害公営住宅)
日程第18	議案第38号	球磨村災害危険区域に関する条例の制定について
日程第19	議案第39号	球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第20	議案第40号	球磨村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
		の制定について
日程第21	議案第41号	一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の一部
		を改正する条例の制定について
日程第22	議案第42号	令和5年度球磨村一般会計補正予算について
日程第23	議案第43号	令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第24	議案第44号	令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第25	議案第45号	令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
日程第26	同意第2号	球磨村固定資産評価員の選任同意について
日程第27	同意第3号	球磨村農業委員会委員任命の同意について
日程第28	同意第4号	球磨村農業委員会委員任命の同意について
日程第29	同意第5号	球磨村農業委員会委員任命の同意について
日程第30	同意第6号	球磨村農業委員会委員任命の同意について
日程第31	同意第7号	球磨村農業委員会委員任命の同意について
日程第32	同意第8号	球磨村農業委員会委員任命の同意について

日程第33 同意第9号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

出席議員(9名)

 1番 永椎樹一郎君
 2番 西林 尚賜君

 3番 宮本 宣彦君
 4番 板﨑 壽一君

 5番 東 純一君
 7番 嶽本 孝司君

 8番 舟戸 治生君
 9番 髙澤 康成君

 10番 田代 利一君

欠席議員(1名)

6番 犬童 勝則君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

専門員 假屋 昌子

書記 山口 隆雄

説明のため出席した者の職氏名

 村長
 松谷
 浩一君
 副村長
 上蔀
 宏君

 教育長
 森
 佳寛君
 政策審議監
 田中真一郎君

 総務課長
 境目
 昭博君
 復興推進課長
 友尻
 陽介君

 税務住民課長
 蔵谷
 健君
 保健福祉課長
 大岩
 正明君

 産業振興課長
 毎床
 貴哉君
 建設課長
 松舟
 祐二君

 会計管理者
 大童
 和成君
 教育課長
 髙永
 幸夫君

午前10時15分開会

○議長(舟戸 治生君) おはようございます。本日は第4回定例会が招集されましたところ、定員に達しております。

ただいまから、令和5年第4回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、3月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告 に代えさせていただきます。

続いて、3月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員、板﨑壽一君にその報告 をお願いします。板﨑壽一君。 ○議員(4番 板崎 壽一君) おはようございます。監査報告します。

令和5年3月定例議会以降の例月出納検査の結果について、ご報告を申し上げます。

令和5年2月、3月、4月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましてはそれぞれ何ら不正、非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので、御覧ください。 以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、4番、板﨑壽一君、5番、東純一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの5日間にしたいと思います。ご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの 5日間に決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

- ○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。 まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。
- ○議員(1番 永椎樹一郎君) おはようございます。人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和5年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が令和5年5月30日火曜日午前10時から、 人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

日程第1、仮議席の指定、日程第2、議長の選挙、この2件については、統一地方選挙により 議長が不在のため、年長議員である五木村選出の西村久徳議員が臨時議長の職務を行い、仮議席 の指定の後、議長の選挙が行われ、指名推選の方法で、五木村選出の西村久徳議員が議長に当選 をされました。 追加日程第1、議席の指定、追加日程第2、会議録署名議員の指名、追加日程第3、会期の決定、追加日程第4、副議長の選挙、追加日程第5、議会運営委員の選任について、追加日程第6、報告第1号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、追加日程第7、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて、追加日程第8、議員の派遣について、この8件では、議席指定の後、会議録署名議員に、多良木町選出の坂口幸法議員、同じく多良木町選出の源嶋たまみ議員が指名され、会期の決定では本日1日決定をいたしました。

副議長の選挙では、指名推選の方法で人吉選出の田中哲議員が副議長に当選をされました。

議会運営委員会委員の選任では、委員定数8名のうち、欠員が6名となり補充され、人吉市選出の牛塚孝浩議員、同じく人吉市選出の宮崎保議員、多良木町選出の源嶋たまみ議員、湯前町選出の椎葉弘樹議員、相良村選出の中村重道議員及び五木村選出の田山淳士議員が指名、選任をされました。

また、不在であった議会運営委員会副委員長には、同委員会で互選によって、人吉市選出の宮崎保議員が選出をされました。

報告及び同意案件では、理事会代表理事の提案理由の説明と事務局の補足説明の後、報告第1号では質疑を行い、同意第1号では質疑、採決が行われ、原案のとおり同意をされました。 議会選出監査委員には、多良木町選出の坂口幸法議員が選任をされました。

議員の派遣については、統一地方選挙後に市町村議会から新たに組合議員に選出された議員の 組合施設研修と全組合議員の他自治体への施設研修を行うことが決定をされました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することで決定をされ、閉会をされました。

以上、令和5年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議についての報告を終わります。

- ○議長(舟戸 治生君) 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、東純一君。○議員(5番 東 純一君) おはようございます。人吉下球磨消防組合議会からの報告を行います。
 - 令和5年5月22日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場におきまして、令和5年5月第2回 人吉下球磨消防組合議会臨時会が開かれましたので、結果を報告いたします。

会議の結果。

日程第1、仮議席の指定、臨時議長から着席の議席を指定。

日程第2、議長の選挙について、4月の改選により前議長であった人吉市選出の池田芳隆議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において議長が空席となったため、選挙が必要となったもので、指名推選により相良村選出の永田博人議員が選出をされました。

日程第3、副議長の選挙について、4月の改選により副議長であった山江村選出の立道徹議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において副議長が空席となったため、選挙が必要になったもので、指名推選により人吉市選出の村上恵一議員が選出をされました。

日程第4、議席の指定、1番、松村太議員、人吉市選出、2番、平田清吉議員、人吉市選出、 3番、西孝恒議員、山江村選出、4番、竹田農利人議員、錦町選出、5番、東純一、球磨村選出、 6番、川邉正美議員、五木村選出、7番、村上恵一議員、人吉市選出、8番、永田博人議員、相 良村選出。

日程第5、会期の決定、令和5年5月22日、1日間と決定。

日程第6、会議録署名議員の指名、1番、松村太議員、人吉市選出、2番、平田清吉議員、人 吉市選出を指名。

日程第7、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、人吉下球磨消防組合職員の特殊 勤務手当に関する条例の一部を改正することについて専決処分をしたので、議会に報告をするも のとする。承認可決。

日程第8、議案第2号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、 人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部改正は、省令及び国が示す火災予防条例の一部が改正されたことから、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正するもの。原案可決。

日程第9、議案第3号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,750万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,493万2千円とするもので、以上、原案可決。

日程第10、議案第4号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、 4月の選挙により前議会選出監査委員の牛塚孝浩議員の任期満了に伴い、松岡隼人管理者から新 たに五木村選出の川邉正美議員を監査委員に選任することにつき、同意を求められ、全会一致で 同意いたしました。原案可決。

日程第11、報告第1号令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、令和4年度西分署新庁舎建設事業に関わる経費について議会に報告するもので、原案可決しました。

日程第12、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

令和5年2月22日に第9回目となる本特別委員会を開催した概要について報告。

報告事項として、1、西分署新庁舎更新事業の進捗について、2、本部中央消防署庁舎移転候 補地について。

令和5年5月19日に第10回目となる本特別委員会を開催した概要について報告。

まず、消防庁舎建設に関する特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に錦町選出の竹田農利人委員、副委員長に人吉市選出の松村太委員が選出されました。

報告事項として、1、西分署新庁舎更新事業の進捗について、2、本部中央消防署庁舎移転候 補地について。

以上、消防組合からの報告を終わります。

詳細につきましては、お配りしております資料を御覧いただきたいと思います。

○議長(舟戸 治生君) 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4. 承認第2号 専決処分の報告及び承認について (球磨村税条例の一部を改正する条例)

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第4、承認第2号専決処分の報告及び承認について(球磨村 税条例の一部を改正する条例)を上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 改めまして、おはようございます。令和5年第4回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第4回定例会が開催されますことに厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会では、承認6件、報告4件、議案12件、同意8件を上程させていただきました。 どうぞよろしくお願いします。

それでは、上程いただきました承認第2号球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について、 提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、 地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ交付され、原則とし て同年4月1日から施行されることにより、球磨村税条例の一部を改正する条例を制定するもの でございます。

条例の内容としまして、軽自動車税につきましては、厳しい物価高と納期長期化に直面する消費者の負担を踏まえ、環境性能割の税率区分の見直し及び種別割のグリーン化特例の延長を行い、これまで原動機付自転車として区分されていた電動キックボードを、道路交通法の改正により原付と軽車両の間に新設される特定小型原動機付自転車に改正します。

固定資産税につきましては、家屋の施工業者等から図面の提出を求めることができる質問検査権の対象を明確化すること、令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例を延長します。

個人住民税につきましては、申告手続等の納税環境の整備や書式等の統一化を行い、そのほか、 地方税法等の改正に基づく規定の整備、条文の修正及び追加をするものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長(舟戸 治生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。
ご審議願います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認する ことに決定しました。

日程第5. 承認第3号 専決処分の報告及び承認について (球磨村国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第5、承認第3号専決処分の報告及び承認について(球磨村 国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました承認第3号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、低所得世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主や世帯員の所得の合計が定められた軽減基準額以下となる場合、保険の均等割額、平等割額の軽減を行っていますが、税制改正に伴い、5割軽減の基準金額を28万5千円から29万円に、2割軽減の基準金額を52万円から53万5千円に引き上げるものでございます。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり医療費の増大が見込まれ、国民健康保険の円滑な運営を行うため、課税限度額のうち、後期高齢者医療支援金分の上限をこれまでの20万円から22万円へ引き上げ、医療保険分、後期高齢者医療支援分、介護保険分の合計の上限を104万円とするものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(舟戸 治生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。 ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。
- ○議員(1番 永椎樹一郎君) 1番です。今回の5割軽減の基準額が28万5千円から29万円にと、また、2割軽減の基準金額が52万から53万5千円と引き上がるということでございま

すけども、現在それぞれの該当世帯といいますか、が分かればお答えをいただければと思います。

- 〇議長(舟戸 治生君) 税務住民課長、蔵谷健君。
- ○税務住民課長(蔵谷 健君) 今、この場に、その数値を持ってきておりませんでしたので、 後ほどご説明させていただければと思います。
- ○議長(舟戸 治生君) ほかにありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第6. 承認第4号 専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村一般会計補 正予算)

<u>日程第7. 承認第5号 専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村国民健康保</u> 険特別会計補正予算)

日程第8. 承認第6号 専決処分の報告及び承認について (令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算)

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第6、承認第4号専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村一般会計補正予算)から日程第8、承認第6号(令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算)は、令和4年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、3議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 一括上程いただきました承認第4号から承認第6号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、承認第4号令和4年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算では、歳入歳出ともに決算見込みによる補正を行っております。

なお、特別交付税の算定において、令和2年7月豪雨関連事業費の算入が多額となり、当初の 予想を上回る交付額となったことから、各種基金の積立金の財源として活用しています。

また、3月定例会で議決をいただきました繰越明許費におきましては、新たな繰越しが必要となった事業及び繰越額が変更になった事業がございましたので、第2表にお示しし、地方債につ

いても実績に応じて起債額に補正したものを第3表にお示ししております。

このようなことから、今回は4億5,583万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ76億2,842万2千円として、3月31日に専決処分をさせていただいております。

次に、承認第5号令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算では、決算見込みによる予算の補正を行っておりますので、その内容について ご説明いたします。

まず、歳入では、国・県補助金の確定額に基づく補正を行っております。また、繰越金については、決算見込みに合わせて補正をしております。

次に、歳出では、保険給付費について決算見込みに合わせた減額をしております。償還金につきましては、給付費実績の確定に伴う諸支出金を増額しております。

また、国・県補助金の確定に伴い、充当先の歳出、款・項・目の財源の組替えを行っております。

このようなことから、今回は890万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億4,625万4千円として、3月31日に専決処分をさせていただいております。

最後に、承認第6号令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算書についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国・県補助金の交付決定に合わせて歳入を補正しております。

歳出では、追加分を介護給付費準備基金へ積立てを行ったほか、国・県補助金に合わせた財源 組替えを行っております。

このようなことから、294万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億3,148万8千円として、3月31日に専決処分をさせていただいております。

以上、令和4年度一般会計並びに特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。 ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(舟戸 治生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。 承認第4号専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村一般会計補正予算)を議題と します。

ご審議をお願いします。3番、宮本宣彦君。

○議員(3番 宮本 宣彦君) 3番です。特別交付税が特にたくさん算定されております。 14ページの中段に7億2,186万5千円というような交付で、球磨村にとっても貴重な財源 として、たくさんの財源が入ってきていることに対しましてはいいことだと思います。それを受けまして、各種基金の積立金の財源として活用されておるということですけど、この詳細につい て説明をよろしくお願いいたします。

- 〇議長(舟戸 治生君) 総務課長、境目昭博君。
- ○総務課長(境目 昭博君) 基金の積立ての質問でございます。

まず、財政調整基金につきまして、3億1,400万、それから減債基金につきまして6億2,100万の積立てを——失礼しました。

今回の積立てにつきましては、財政調整基金に5,000万、減債基金に5億5,000万、一勝地交流センター活性化基金に3,000万、水資源活用基金に2,600万をそれぞれ計上させていただいております。

- ○議長(舟戸 治生君) ほかに。1番、永椎樹一郎君。
- ○議員(1番 永権樹一郎君) 1番です。今、総務課長が多分言われたとは、それを入れた後の金額といいますか、というのが財調あたりの金額だろうと思うんですけども、財調を除いて、ほかの基金については、目的をちゃんと持ったというのが基金ということになっております。それで、今後、やはりいろんな今から振興策等々も含めて必要となると思いますので、今後はぜひ基金運営についても適正に管理をしていただくということでお願いをしたいと思いますけども、総務課長、ご答弁のほうを、その意気込みをご答弁でいただければと思いますが。
- 〇議長(舟戸 治生君) 総務課長、境目昭博君。
- ○総務課長(境目 昭博君) ご質問ありがとうございます。財政調整基金を含めまして、他の特定目的基金等につきましては、その目的に沿った形で、今後財源のほうを使用させて、活用させていただきたいというふうに考えております。
- ○議長(舟戸 治生君) ほかにありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村国民健康保険特別会計 補正予算)を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんの

で、これから採決します。

お諮りします。承認第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号専決処分の報告及び承認について(令和4年度球磨村介護保険特別会計補正 予算)を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第9. 承認第7号 専決処分の報告及び承認について(令和5年度球磨村一般会計補 正予算)

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第9、承認第7号専決処分の報告及び承認について(令和 5年度球磨村一般会計補正予算)を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました承認第7号令和5年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国が実施しております物価高騰の影響に対する経済対策の一部である低所得の子育て世帯に対する給付金及び関連事務経費の補正でございます。令和4年度に実施をしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した世帯等に給付を行っております。

歳入につきましては、国庫補助金を財源とするとともに、一般財源として普通交付税を追加い たしました。

このようなことから、335万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ72億9,915万4千円として、5月10日に専決処分を行いました。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(舟戸 治生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。 ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。
- ○議員(1番 永権樹一郎君) 1番です。内容はともかく、この予算書に専決第8号というふうになっておるんですよ。先ほど提案されましたときには第7号というふうなことでお聞きをしたと思いますけども、そこの精査というのをお願いをしたいと思います。
- **〇書記(山口 隆雄君)** 補正予算が来まして、こっちが専決が早かったですね。この後に、この後に出てくる議案、損害賠償の請求がその後に専決で来ているものですから、専決番号はこちらが先に……。
- ○議長(舟戸 治生君) こっちが先に来ていることですね。
- ○書記(山口 隆雄君) そうです。
- ○議長(舟戸 治生君) 専決番号第7号で、これが来とるばってんが、これを先にということで、 ということですね。
- ○書記(山口 隆雄君) そうです、はい。予算なもんですから。
- ○議長(舟戸 治生君) 予算で、関連でということで、最初にしてからということです。
- **〇書記(山口 隆雄君)** こっちは報告だけなもんですから、損害賠償の報告だけなんです。こっちは承認が要るもんですから、先にさせて……。
- ○議員(1番 永椎樹一郎君) 今度、第7号ということで、損害賠償が出てきますですね。専決予算を先にしといて、これが7号のこの予算、承認については、5月10日専決ですが、順番がこれが先にくる。
- O議長(舟戸 治生君) よろしくお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第7号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

日程第10. 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

○議長(舟戸 治生君) 日程第10、報告第1号専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました報告第1号和解及び損害賠償額の決定についてご報告を申し上げます。

令和4年11月14日午後3時50分頃、球磨村大字一勝地甲544番地の1、県道人吉水俣線で発生した人身損害賠償事故に関する和解及び損害賠償額に関する専決処分事項でございます。本件は、コミュニティバス運行中、対面から巡回中の緊急車両が来たため、離合するために後退したところ、後続車に気づかず衝突したことにより、社会福祉協議会の職員吉川由美子氏に損害を起こした事故でございます。この件につきましては、村の過失割合が100%として決定され、被害者の吉川由美子氏に人身損害賠償金として22万8,054円を支払うことにより、示談が成立しました。これを受け、地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償額を決定し、和解する専決処分を令和5年5月1日に行いましたので報告を申し上げます。以上です。

- **〇議長(舟戸 治生君)** では、本案件について質疑を行います。 1 0 番、田代利一君。
- ○議員(10番 田代 利一君) 議会あるたびに、こういう事故のあれが報告されているようでございます。絶対ないようにしっかりとミーティングをしますという、そのときの言葉だけのようでございます。大変な事故だったと思いますけれども、本当に村が100%悪いような気がします。どのような対応を取りましたか。
- 〇議長(舟戸 治生君) 総務課長、境目昭博君。
- ○総務課長(境目 昭博君) 本案件につきましては、先ほど村長が提案理由で申しましたように、 令和4年11月14日に起きた事故でございます。これがコミュニティバス運行を事業者に委託 しておりますけれども、その事業者の運転手が不注意により事故を起こしたものでございます。 事業者に対しましても、今後このようなことがないように、注意、運転手等にも安全運転管理に 努めていただくようお願いをしたところでございます。
- 〇議長(舟戸 治生君) 10番、田代利一君。
- **○議員(10番 田代 利一君)** 朝のミーティングは毎日されますかね。時間の来るまでぶらぶらしておられるようでございますけれども。
- 〇議長(舟戸 治生君) 総務課長、境目昭博君。
- ○総務課長(境目 昭博君) ご質問についてですけれども、勤務時間のほうは8時半からということでございます。それまでの間もしくは8時半の時間になりましたら、それぞれの課においてミーティングを行っております。また、週の初めにおきましては、課長等を集めまして、村長等より、そのようなことについても注意等をいただいておるところでございます。(発言する者あり)コミュニティバスですか、につきましては、事業者のほうにまた注意をしたいというふうに

思います。(発言する者あり)コミュニティバスの運行業者ということでございますか、はい。 すみません。そこまで管理が行き届いておりませずに、事業者のほうにその旨伝えたいというふ うには思います。よろしいでしょうか。

- 〇議長(舟戸 治生君) 10番、田代利一君。
- ○議員(10番 田代 利一君) すぐしなくてはいけないのですよ、報告は。 それと、もう1点、コミュニティバスも頭を下げていく人もおられますけれども、こっちが下 げても、ぱーっと行かれる運転手もおられるんですよ。そこ辺も事故につながりかねませんので、 よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(舟戸 治生君) ほかにご質疑はありませんか。1番、永椎樹一郎君。
- ○議員(1番 永権樹一郎君) 1番です。ここに人身損害ということで書いてございまして、この方はもう既に、5月だったんでしょう。去年の11月14日に事故があった。その方が、人身損害が、今の状況が、退院とかなれたかどうかも一つ含めてと、コミュニティバス、村民の方を乗せて運行していくんですね。このときに、救急車両が来たからバックをしたら、ちょうど後ろにあったということで、このときに、コミュニティバスに乗客の方は乗っておられたのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。
- 〇議長(舟戸 治生君) 総務課長、境目昭博君。
- ○総務課長(境目 昭博君) このときには乗客はおられませんでした。運転手のみということで ございます。(発言する者あり)
- 〇議長(舟戸 治生君) 総務課長、境目昭博君。
- ○総務課長(境目 昭博君) その当時は車両には大きな傷もなかったということで、そのまま解散されまして。その後、頭が痛いという訴えがあって、病院のほうに行かれております。その後、警察署等の手続によりまして、物損事故として処理をされておるところでございます。
- 〇議長(舟戸 治生君) 1番、永椎樹一郎君。
- ○議員(1番 永椎樹一郎君) 今ご説明いただきましたけれども、今田代議員からもありましたように、コミュニティバス、相手方のこれは損害ということなんですが、コミュニティバスにもし乗客とか乗っておられたときに、こういう事故がしたときに、いろんな乗客の方がけがをされたということも出てくる可能性もございますので、しっかりと1週間の一遍には行って、ここというようなミーティングをされたほう方がいいと思います。そういう体制づくりといいますか。コミュニティバスの運行、委託をされておりますけれども、非常にそういう事故等に懸念が出てくると思いますので、そこはぜひ体制を構築していただいて、事故がないような努力をしていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長(舟戸 治生君) ほかにありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第1号の報告を終わります。

日程第11. 報告第2号 令和4年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第11、報告第2号令和4年度球磨村一般会計予算繰越明許 費繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました報告第2号令和4年度球磨村一般会計予算繰越明許 費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

令和4年度の繰越明許費につきましては、令和4年度一般会計第10回補正予算書の第2表繰越明許費、並びに第11回補正予算書の第1表及び第12回補正予算書の第2表繰越明許費補正でお示しした事業について、議決及び専決処分を行っております。

これらの事業は、年度内において支出を終わらない見込みであるため、繰越の設定をお願いしたものでございますが、会計年度が終了し、実際に繰越を必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告を申し上げるものでございます。 以上です。

- ○議長(舟戸 治生君) 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。 質疑ございませんか。9番、髙澤康成君。
- 〇議員(9番 髙澤 康成君) 教育費の渡小学校校舎解体事業についてお伺いします。

これまでの経緯の中で、自治保険の対象になっているということで、時価額相当額が入る。その流れの中で解体を大体7月頭には完了するとなっております。その中で、先日予算の追加があっておりますが、解体完了の工期の日程、大体どのくらいなのかと、追加で国旗掲揚台を解体、それとフェンスを残すというような説明をいただいております。それにおいて、事前になぜ当初の計画から変更されていたのか、それも含め、日程的に7月予定していた日程で完了するのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(舟戸 治生君) 教育課長、髙永幸夫君。
- ○教育課長(高永 幸夫君) 今回、繰越明許ということで補正をさせていただいております。令和4年度において、3,800万円前払金でお支払いをさせていただいて、全体金額が定まりましたので、今回1億1,000万円繰越しをということでさせていただいているところでございます。

契約当初は、議員が言われるとおり、国旗掲揚台の撤去は入れておりませんでした。例えば、 国旗掲揚台を今後、新たにメモリアルパークとすることによって、その国旗掲揚台を利活用できないかということで考えておりまして、国旗掲揚台の撤去は入れていなかったのですけれども、 今回、全体的に撤去したほうが今後のまちづくりをやりやすいということで、今回入れさせていただいたところでございます。

そして、フェンスにつきましては残すというところと、あと盛土をしてございますので、その盛土を撤去することによって、子どもたちが遊びやすい、運動しやすい環境。それから、あそこはグラウンドゴルフ場としても利用されておりますので、できるだけ住民の皆様方が利用できる方向で、今回補正をさせていただいているところでございます。当初は6月末完成ということで契約をさせていただいておりますけれども、今回補正予算とともに、工期の延長も1か月程度予定させていただいているところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(舟戸 治生君)** ほかに質疑はございませんか。1番、永椎樹一郎君。
- ○議員(1番 永権樹一郎君) 1番です。繰越計算書の中で、今、副議長からもございました、 今度はその下に、中学校の耐力度測定調査、補正を組まれて、それを繰越されてなっているんだ ろうと思います。現在の進捗状況、いつごろのその調査の結果が分かるのかも含めて、教えてい ただければと思います。
- 〇議長(舟戸 治生君) 教育課長、髙永幸夫君。
- ○教育課長(高永 幸夫君) 現在の球磨中学校の耐力度調査ということで、令和4年度から繰り越させていただいて、実際現場に入って調査をいたしております。令和4年度につきましては、目視的な調査が主でございまして、現在、土曜、日曜、休日に球磨中学校の中に入って、壁の強度とか、それとコア抜き、そういったのをして、コンクリートあたりの劣化がどれくらい進んでいるかという調査をいたしております。昨日、一昨日も土曜、日曜、職員も一緒になって調査をしたんですけれども、来週の土曜日まで、実際耐力度調査というのはかかると聞いております。現在の校舎を中心に耐力度調査のほうをしておりますけれども、その耐力度ある、なしによって、例えば、一体型の義務教育学校を建設する耐力度がないということであれば、災害復旧相当分も認めていただくような流れにはなっているというところでございます。

繰越をさせていただいておりますので、できるだけ早くその結果を議員の皆さま方にご提示を させていただきたいと考えております。

以上でございます。(発言する者あり)

- 〇議長(舟戸 治生君) 教育課長、髙永幸夫君。
- **○教育課長(髙永 幸夫君)** 現在、7割から8割程度の調査が終わっておりまして、おおむね耐

力度は満たさないというところで、今話を聞いているところでございます。しかしながら、これは途中経過でございますので、最終的な結果につきましては、また、全員協議会等でご説明をさせていただきたいと思います。

- ○議長(舟戸 治生君) ほかに質疑はございませんか。1番、永椎樹一郎君。
- ○議員(1番 永椎樹一郎君) すみません、建設課長、共同給水施設がございますけれども、 1,200万円ほど。これはどこをする繰越ということで、どこか特定にここをするのだったん だけども、ということでしたのか、詳細をちょっと教えていただければと思います。
- 〇議長(舟戸 治生君) 建設課長、松舟祐二君。
- **〇建設課長(松舟 祐二君)** この給水施設につきましては、蔀地区から要望がございまして、も う年度末でしたので繰越をさせていただいたところでございます。
- ○議長(舟戸 治生君) ほかに質疑はございませんか。9番、髙澤康成君。
- ○議員(9番 高澤 康成君) 令和4年度の新型コロナウイルス感染症のくらし応援券。これ令和5年度に商品券をやるという中での位置づけで繰越しなんですか。それとも、令和4年度としてやるべきものであったんですか。
- 〇議長(舟戸 治生君) 復興推進課長、友尻陽介君。
- ○復興推進課長(友尻 陽介君) 商品券につきましては、令和4年度におきまして、1人当たり 1万5千円を配布して12月までに使っていただいたというものが第1弾としてございました。 今回、繰越していますのは、繰越したお金で1人当たり1万2千円を配布して、今の予定では 8月から12月までに使っていただくように商品券も準備中ということで、第2弾として今年度 も実施するということにしております。
- **〇議長(舟戸 治生君)** ほかに質疑はございませんか。 9 番、髙澤康成君。
- **〇議員(9番 髙澤 康成君)** そもそもそういう計画であったというところでよかったですよね。
- **〇議長(舟戸 治生君)** 復興推進課長、友尻陽介君。
- ○復興推進課長(友尻 陽介君) この交付金につきましては、昨年まで何億というお金が来ていまして、本来であれば繰越しができないということで最初は伝達があったんですけれども、後には繰越しても使っていいということでございましたので、事業もなかなか進むこともできませんでしたので、令和5年度に繰越して第2弾として実施をさせていただきたいということにしております。
- 〇議長(舟戸 治生君) 9番、髙澤康成君。
- ○議員(9番 髙澤 康成君) そもそもコロナ対策助成金は繰越しできないという大前提があったわけなんですよね。これを国に要望する中で、令和4年度、令和5年度に対して、令和5年度に支援をするものとして、前提として申請を挙げたわけではないわけですよね。そもそも令和

4年度に支援するべき事業だったわけですよね。それが、繰越しができるという通達があったから、予算執行をせずに令和5年度に持ち越してやりましょうよと変わったという話ですか。

- 〇議長(舟戸 治生君) 復興推進課長、友尻陽介君。
- ○復興推進課長(友尻 陽介君) 交付金につきましては、こういった事業をするからこのお金をくださいということではなくて、国のほうから上限額を各市町村に割り振って配分してある中で、それを各市町村がどういった事業をするのかというのはそれぞれやってくださいということになっていますので、令和4年度でなかなか実施できなかった分を令和5年度に繰越して、第2弾の商品券もやろうということで考えているところです。
- 〇議長(舟戸 治生君) 9番、髙澤康成君。
- ○議員(9番 高澤 康成君) 令和4年度で1万幾ら支出したわけですよね。そのときにも諸経費がかかっているわけですよね。今回1万幾らと、令和5年度に1万幾ら計画で出すわけでしょう。そしたら、結局2回出しているから、諸経費は二重に運搬費とかかかるわけですよね。そもそも令和4年度にコロナ対策助成金として一括として払えば、わざわざ繰越しする必要もまずなかったわけで、これを繰越してやることによって、また諸経費がかかるわけですよね。なぜ令和4年度にできなかったかというのを。
- 〇議長(舟戸 治生君) 復興推進課長、友尻陽介君。
- ○復興推進課長(友尻 陽介君) 今回繰越す分といいますのが、年度の途中で割当てがあった分ということで、9月以降に各市町村に電力、ガス、食料品等高騰に対する重点支援ということで、年度途中で、去年商品券を配って事業を行っていた後にお知らせがあった分の交付金となっておりまして。それということもあって、その当時の商品券には間に合わなかったということになっております。

この配分も遅かったということで、この分は繰越しても大丈夫ですということになっていると ころです。年度当初あたりに配分された交付金につきましては、繰越しはできないということに なっています。

以上です。

- 〇議長(舟戸 治生君) 9番、髙澤康成君。
- ○議員(9番 高澤 康成君) コロナ対策助成金の申請の中に、恐らく被災者支援というか移動販売のガソリンの支援も多分入っていたと思います。そのときに球磨村所在地ではない移動販売業者に、なぜコロナ対策助成金の支援をするのかという話もさせてもらったんですけど。それ、今回マイナス120万円くらい、多分補正予算か何かで計上されておったと思うんですけど。そういうのは予算調査をして、結局いらなかったという形で処理をされているわけですよね。今回9月にまた別の来たというところで、それを令和5年度に回したという理由づけでしょうけど。

本当に繰越しするべきものなのか、繰越しをする必要があったのかどうかというところなんですけど、そこら辺どういうあれでそういう経緯になったのか。

○議長(舟戸 治生君) 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時26分再開

〇議長(舟戸 治生君) 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。復興推進課長、友尻陽介君。

- ○復興推進課長(友尻 陽介君) 昨年度の商品券事業につきましては、8月から12月までの期間を設けて使用するということにしておりました。追加できた交付金の時に商品券が発行できたのではないだろうかというお話でもあるんですけど、それから準備いたしますと事務手続にも時間がかかりますし、使用期間も短くなってしまうということもございますので、繰越しをさせていただいて、新年度でも新たな商品券として発行させていただいて、生活者、事業者の支援としたいということで繰越しをさせていただいたところです。
- 〇議長(舟戸 治生君) 9番、髙澤康成君。
- ○議員(9番 高澤 康成君) 何が悪いとかではなくて、そういう時期がありました。手元に届いた時に、有効期限がもうあまりないという状況であったと話が。今回、令和5年度するのであれば、何らかの形でそういう形をするのであれば、より長い期間で使えるようにであったりとか、そういうふうにやってほしいなと思います。せっかくであれば繰越しするのがいけないというわけではございませんが、できれば令和4年度議会もそれは承認しておりますので、しっかり予算執行を年度内にしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(舟戸 治生君) ほかに質疑はございませんか。3番、宮本宣彦君。
- ○議員(3番 宮本 宣彦君) コミュニティバス購入事業の件なんですけれども、繰越しをしなければならなかった理由と、逆に考えますと、新しい車両を購入、買い替えとかいうことを考えた場合に、住民の方々の利用促進のためには、令和4年度中に購入して利用促進に充てるというようなことも考えられたんじゃないかなと思われますが、確認でございます。このところはどうだったんでしょうか。
- **〇議長(舟戸 治生君)** 復興推進課長、友尻陽介君。
- ○復興推進課長(友尻 陽介君) 車の購入事業といいますか、昨年度早めに注文をしていたんですけれども、納品がなかなか早くできないというお話でしたので、村としても早めに買って、住民の方のために使いたいということもありましたが、納品が遅れたということで繰越しをさせていただいております。結果として、4月中には車が届いて、現在運行中でございます。

- 〇議長(舟戸 治生君) 3番、宮本宣彦君。
- ○議員(3番 宮本 宣彦君) そういういろんな諸事情があったということなんでしょうけども、やっぱり住民の方々が産交バスも含め、コミュニティバスも含めて利用の促進といいますか、活用が進んでいるようでございます。といいますのが、高齢者の方々がやはり利用したい、利用しなければならないといったような理由があって、その利用が増えていると思います。そういうことを考えますと、ぜひコミュニティバス事業そのものについて、また再度いろいろ調査なり事情を踏まえて、利用の促進、住民の方々の福祉の向上につながるように、ぜひご尽力をいただければと思っております。よろしくお願いします。
- ○議長(舟戸 治生君) ほかに質疑はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第2号について報告を終わります。

日程第12. 報告第3号 令和4年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第12、報告第3号令和4年度球磨村一般会計予算事故繰越 し繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました報告第3号令和4年度球磨村一般会計予算事故繰越 し繰越計算書についてご報告を申し上げます。

今回、事故繰越し報告をさせていただく5件は、令和3年度で予算計上し、令和4年度へ繰越 しをして事業を進めてまいりましたが、工期に不足の日数を要したことで令和4年度中に事業完 了ができないため繰越措置をとるものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、 報告を申し上げます。

以上です。

○議長(舟戸 治生君) 説明が終わりましたので、本案件について質疑はございませんか。質疑はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑はありませんので、これで報告第3号についての報告を終わります。

日程第13. 報告第4号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書 について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第13、報告第4号令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算 繰越明許費繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました報告第4号令和4年度球磨村簡易水道特別会計予算 繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

令和4年度の繰越明許費につきましては、令和4年度簡易水道特別会計第3回補正予算書の第 1表繰越明許費でお示しした事業を議決いただいております。これらの事業は年度内において支 出を終わらない見込みであるため、繰越しの設定をお願いしたものでございますが、会計年度を 終了し実際に繰越費用を必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項 の規定により、報告を申し上げます。

以上です。

〇議長(舟戸 治生君) 説明が終わりましたので、本案件につきまして質疑はございませんか。 質疑はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(舟戸 治生君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第4項についての報告を終わります。

日程第14. 議案第34号 工事請負契約の変更について

次に、日程第14、議案第34号工事請負契約の変更を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第34号工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和5年度第1回球磨村議会臨時会において議決いただきました渡小学校解体工事において、契約金額を1,219万8,373円増額し、1億954万8,373円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、国旗掲揚台等の撤去工事を追加したこと、産業廃棄物の処分料を実績に応じて変更したことなどにより増額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第15号. 議案第35号 財産の処分について(村有林の法正林化)

〇議長(舟戸 治生君) 次に、日程第15号、議案第35号財産の処分について(村有林の法正

林化)を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第35号財産の処分について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回処分予定の財産は、村有林流木で、所在地、渡乙字萩の平及び三ケ浦乙字野中、面積 10.52~クタール、材積、杉2,902立米、ヒノキ1,744立米で、樹齢は56年から 69年生でございます。

平成25年度から村有林を活用した持続可能な循環型林業への法正林化を図り、雇用の創出と 林業技術者の育成、村民所得の向上を目標に事業を展開していくこととしております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16. 議案第36号 財産の取得予定価格の変更について (球磨村渡災害公営住宅)

〇議長(舟戸 治生君) 次に、日程第16、議案第36号財産の取得予定価格の変更について (球磨村渡災害公営住宅)を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第36号財産の取得予定価格の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和4年第4回球磨村議会定例会において議決いただきました、渡地区災害公営住宅の取得予定価格の変更でございます。村有財産を取得するに当たっては、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当初、取得金額を14億5, 111万3, 670円で井上不動産有限会社と契約を交わしておりましたが、設計変更に伴い3, 622万1, 777円を増額し、14億8, 733万5, 447円に変更するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<u>日程第17. 議案第37号 財産の取得予定価格の変更について(球磨村一勝地災害公営</u> 住宅)

〇議長(舟戸 治生君) 次に、日程第17、議案第37号財産の取得予定価格の変更について

(球磨村一勝地災害公営住宅)を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第37号財産の取得予定価格の変更について、 提案理をご説明申し上げます。

本議案は、令和4年第5回球磨村議会臨時会において議決いただきました、一勝地地区災害公営住宅の取得予定価格の変更でございます。村有財産を取得するに当たっては、地方自治法第96条第1項第85号の規定により、議会の議決を必要とするものでございます。当初、取得金額を3億875万8千円で株式会社エバーランドと契約を交わしておりましたが、設計変更に伴い772万2千円を増額し、3億1,648万円に変更するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第18. 議案第38号 球磨村災害危険区域に関する条例の制定について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第18、議案第38号球磨村災害危険区域に関する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第38号球磨村災害危険区域に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、建築基準法第39条の規定に基づき、河川の出水による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、建築物の建築に対し制限を設けるため、平成20年球磨村条例第2号の全部を改正するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第19. 議案第39号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第19、議案第39号球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第39号球磨村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、同条例第3条関係の休別職務分類表について、現状の運用実態に基づき整理するものでございます。主な内容としましては、行政職4級の職員が事務局長の役職に就くことができるよう改正を行うとともに、主事補、技士補といった現在使用されていない職名の削除、職

員派遣等に伴い、行政職6級の分類について改正を行っております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第20. 議案第40号 球磨村重度心身障者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第20、議案第40号球磨村重度心身障者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを要請します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第40号球磨村重度心身障者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、重度心身障害者医療費助成の受給者証と、国の法令等による公費負担医療の受給者証の両方を持っている受給者において、重度心身障害者医療費助成の併給が適用できず自己負担が軽減されない状況が生じていたため、熊本県において併給適用が可能となるように、令和5年4月1日付で補助金交付要領が改正されました。これに伴い、本村においても併給適用ができるように所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例は交付の日から施行し、令和5年4月1日以降の診療または施術に係る医療費について適用することとしております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第21. 議案第41号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例の制定について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第21、議案第41号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第41号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

一勝地交流センター「かわせみ」の管理運営につきましては、令和5年4月から指定管理者を株式会社トラックセッションとして運営を行っているところです。現在は温泉部門のみを運営していますが、今後の一勝地交流センター「かわせみ」はこれまでの村民の福利施設の機能を維持しつつ、「かわせみ」に新たな付加価値を造成し、周辺環境の魅力化で活性化させ売上拡大を図り、また、「かわせみ」を観光の中核にすることで他の観光施設やアクティビティとの連携を行い、交流人口の拡大や滞在時間の確保を狙います。併せて、球磨村全体への経済効果を波及させ

ることを目指すこととしております。

施設内のグランドゴルフ場につきましては、キャンプ場へ用途を変更して誘客し、「かわせ み」の売上向上を図ってまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第22. 議案第42号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について

日程第23. 議案第43号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第24. 議案第44号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第25. 議案第45号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

〇議長(舟戸 治生君) 次に、日程第22、議案第42号令和5年度球磨村一般会計補正予算か ら日程第25、議案第45号令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算までは、令和5年度の 一般会計及び特別会計補正予算ですので、4議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 一括上程いただきました議案第42号から議案第45号について、提案 理由をご説明申し上げます。

まず、上程いただきました議案第42号令和5年度球磨村一般会計補正予算について、提案理 由をご説明申し上げます。

まずは、歳出からご説明いたします。各費目においては、4月の人事異動に伴い人件費の補正 を行っております。

予算書12ページの企画費では、イベントの実施方法を検討した結果、昨年と同様に球磨村復 興祭を10月22日に実施することといたしましたので、関連予算を計上し、復興への機運を高 めるイベントとして実施してまいります。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費 では、国、県の交付金を活用し、原油価格高騰等により影響を受けているLPガス使用世帯への 支援として、熊本県LPガス協会を通じて、1世帯あたり6千円を支給することで料金の負担軽 減を図ってまいります。加えて、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯の負担を軽減するため、 令和5年度の住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付を行うこととしております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要減少から早期回復を図るための補 助金として、一勝地交流センターの休業から施設再開への事業支援を行ってまいります。

予算書13ページの災害対策費では、渡小学校と千寿園跡地の全体的な整備を検討するため、 国庫補助金を活用し、基本計画を策定する委託料を計上しております。

予算書14ページの令和2年7月豪雨災害救助費では、災害公営住宅完成後に仮設団地の集約 を検討しており、転居先においても手すりが必要な方のために手すりを設置する費用を計上して おります。

予算書14ページから15ページの保健衛生総務費では、子ども医療費における申請者の負担 軽減のため、社会保険診療報酬支払基金の事務センターに委託する関連費用を計上しております。 また、農業振興費では、4月に設立した農事組合法人が事業を実施するために必要となる施設等 について、補助事業を活用して整備を行うこととしており、村としましてもこれに併せて補助金 を交付し、法人が行う事業が軌道に乗れるよう支援を行ってまいります。

予算書17ページの道路維持費では、村道、相良橋城山線において、城山側からの山水を山口側へ放流するため、JR肥薩線の軌道下に排水管を横断させるための測量設計業務委託料を計上しております。また、住宅管理費では、渡と一勝地の災害公営住宅建設において、地中の埋設物や障害物の撤去をはじめとする着工後に判明した費用について、公営住宅購入費を増額するとともに、完成合同落成式を行うための費用を計上しております。

予算書18ページの学校管理費では、スクールバスの送迎の際に児童生徒の降ろし忘れを防止するため県の補助金を活用し、安全確認装置の整備に係る費用を計上しております。また、公共土木施設災害復旧費では、令和2年発生の村道、神瀬高沢線道路災害復旧工事に伴い民有地を買収する必要が生じたため、用地測量業務委託料を計上しております。

歳入については、国、県支出金を事業費や内示等に併せて補正するとともに、地方債の増額や 財源組み替えにより普通交付税を減額しております。また、地方債は、第2表にお示ししており ますとおり、村道維持対策事業費を追加し補正しております。

このようなことから、1億6,615万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ74億6,530万5千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第43号令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由をご 説明申し上げます。

まず、歳出の総務費において、データヘルス計画策定支援業務及び産前産後期間に係る国民健 康保険税の免除措置導入による国民健康保険システム改修業務につきまして、委託料を増額して おります。また、資格移動等による一般被保険者保険税還付金を計上しております。

歳入では、データヘルス計画策定支援業務及び国民健康保険システム改修の財源として、繰越 金を増額しております。

このようなことから、今回は52254 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4 億 9,478 万8 千円とする予算を編成しております。

次に、議案第44号令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由を ご説明申し上げます。

まず、歳出の償還金及び還付加算金の保険料還付金において、過年度分の還付金を計上してお

ります。これは、被保険者の過年度分の所得の構成により、当時の保険料額が減少し、保険料の 還付が必要になったものでございます。歳入では、雑入の過年度還付金返還金において、過年度 還付金の財源を計上しております。過年度分として歳出、課賦した保険料は熊本県後期高齢者医 療広域連合へ請求し、村へ返還されることになっております。

このようなことから、今回は5万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,062万6千円とする予算を編成しております。

最後に、議案第45号令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、球磨村簡易水道経営戦略の改定費用として、一般管理費の増額補正、漏水多発箇所等の工事設計費用として簡易水道施設維持管理費の増額補正、令和2年7月豪雨で被災した沖鶴橋橋梁災害復旧工事に伴う排水管災害復旧工事のための実施設計費として災害復旧費の増額補正を行っております。

次に、歳入につきましては、地方債について第2表にお示ししておりますとおり、災害復旧事業債を追加、また簡易水道債を追加し、一般会計繰入金からの財源組み替え補正を行っております。このほか、歳出の事業費を一般会計繰入金に求めておりますが、前述の財源組み替え等により繰入金の減額補正を行っております。

このようなことから、今回は470万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,480万円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和5年度一般会計並びに特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。 ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第26. 同意第2号 球磨村固定資産評価員の選任同意について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第26、同意第2号球磨村固定資産評価員の選任同意を上程 します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました同意第2号球磨村固定資産評価員の選任同意について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法第404条第1項の規定に、固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため市町村に固定資産評価員を設置するとなっており、球磨村におきましては、慣例により税務担当課長をその職に充ててきたところでございます。今回、4月1日付の人事異動により、新たに蔵谷健君を税務住民課長に任命したことから、蔵谷健君を固定資産評価委員として選任たしたく地方税法404条第2項の規定により、議会の同意をいただく提案をするもので

ございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第27. 同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について 日程第28. 同意第4号 球磨村農業委員会委員任命の同意について 日程第29. 同意第5号 球磨村農業委員会委員任命の同意について 日程第30. 同意第6号 球磨村農業委員会委員任命の同意について 日程第31. 同意第7号 球磨村農業委員会委員任命の同意について 日程第32. 同意第8号 球磨村農業委員会委員任命の同意について 日程第33. 同意第9号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

○議長(舟戸 治生君) 次に、日程第27、同意第3号から日程第33、同意第9号までは、球磨村農業委員会委員任命の同意についての提案ですので、7議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 一括上程いただきました同意第3号から同意第9号について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の農業委員につきましては、球磨村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数 に関する条例に基づき7名を任命しておりますが、委員の任期が令和5年7月19日で満了となることから、農業委員候補者7名を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律 第8条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、農業委員候補者につきましては、法律に基づき令和5年2月24日までの1か月間と5月26日までの1か月間の2回にわたり農業委員の募集を行い、応募された7名の候補者につきまして、5月31日に球磨村農業委員候補者評価委員会を開催し、評価基準に沿って慎重審議の上、農業委員候補者として決定したところでございます。

任命する方々は、球磨村大字神瀬237番地、松野三千夫氏。球磨村大字渡丙890番地、椎屋智司氏。球磨村大字三ケ浦乙1269番地、大無田満浩氏。球磨村大字神瀬丙381番地、高沢正浩氏。球磨村大字一勝地甲77番地の5、友尻辰生氏。球磨村大字渡甲134番地、内布敬正氏。球磨郡山江村大字山田甲70番地の3、平野みき氏。以上7名でございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようによろしくお願い申し上げます。

〇議長(舟戸 治生君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月13日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。